

北海道議會時報

第 5 卷 第 8 號
昭 和 28 年 8 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第5卷第8号(昭和28年)

— 第 8 號 目 次 —

議 會 の 動 き

常任委員會……………

會 合

全國都道府縣議會議長會地方制度調査委員會……………
全國都道府縣議會議長會幹事會……………

資 料

現行地方制度に關する問題點（自治廳提案）に對する意見……………
二十八年度豫算案修正可決……………
修正地方財政計畫（豫算修正に伴う）……………
千島返還懇請國民大會……………
公職選舉法改正に關する自治廳の意見書……………
義務教育制度及び教育委員會制度に對する答申——中央教育審議會——
海岸の砂地農業地區を指定……………
平衡交付金八月概算交付額調……………
對中共、台灣貿易實績……………

雜 錄

行政疑義問答集……………
報道から拾う……………
政令三三五號違反事件は免訴……………
軍事裁判の再審理は違憲でない……………
制服の非行は賠償せよ……………
農地の遡及買収は違憲……………
地方公共團體の長を被告として議會を招集すべき旨の判決を求める訴は許されない……………
朝鮮動亂の三年……………

圖書室便り

七月のメモ

表紙寫眞

國立公園洞爺湖

北海道商工部商務觀光課提供



常任委員会

総務委員会

○七月八日 午前十一時、第一委員室において開議。

① 冒頭羽幌町長外より留萌支廳を羽幌町へ移轉について陳情聴取。

② 過般の委員会決定した地方競馬運営委員会推薦中、岡田委員(社右)を多田委員(社右)に變更することを決定。

③ 立原委員長(自)より、千島及び釧路諸島返還問題を議題とし、國民大會委員中、岡田委員(社右)は川人委員(社右)に變更、なお大會出席の機会に道財政問題、衛生施設問題についても折衝することに決定。

④ 町制施行調査、留萌支廳移轉問題、道税實態調査の件については各委員より意見あり、結局八月初旬委員会を開き協議することに決定、午後零時十分散會。

衛生委員会

○七月四日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

① 金澤委員長(自)より、札幌市内及び千歳町における衛生施設調査の日程について諮り、七月四日より四日間決定。

② 千歳町における性病對策問題を議題とし、この問題については、千歳町視察の際調査することに決定。

③ 衛生施設に對する國庫補助、起債等の問題について諮り、本件については總務委員会との關連も考慮の上、上京折衝委員を決定のことにし午後零時二十分散會。

文教委員会

○七月十六日 午前十一時五十分、議長室において開議。

① 冒頭網走向陽高校復舊について網走市長より、又沼田町立高校の道立移管について沼田町長より陳情を聴取。

② 森川委員(社左)より、文教委員の千歳町視察の際における同小學校の定數問題に關する林委員長談話について發言、林委員長(改)の事情説明について森川(社左)新川(勞)高田(社左)高橋(社右)各委員と委員長との間に質疑應答が行われ、午後零時二十五分一旦休憩、午後二時二十五分再開續行したが結論に至らず、午後三時九分散會。

○七月十七日 午前十一時四十分、議長室において開議。直ちに休憩、午後一時五分再會。

昨日來の問題について、高橋(社右)新川(勞)高田(社左)各委員と林委員長(改)との間に質疑應答がくり返されたが結論に至らず、午後三時五十七分散會。

○七月十八日 午後二時五十五分、議長室において開議。

一昨日來の問題について林委員長(改)より了承を求め、各委員了承して、午後三時五十八分散會。

○七月二十日 午後四時十分、議長室において開議。

① 新川委員(勞)より今後の委員会の態度について發言あり、秋山(協)高橋(社右)中山(改)各委員より意見があり、了承の上議事に入り、

② まず第二回定例会において議決の義務教育學校施設整備促進に關する意見書による中央折衝状況について林委員長(改)より報告。

③ 教職員の配置及びこれに伴う教育行財政の實態調査の調査方法につ

いて諮り、高橋（社右）新川（勞）森川（社左）中山（改）坂東（浩）（自）各委員より意見があり結局新川委員（勞）發言の調査日程案について諮りそのことに決して、午後四時三十五分散會。

○七月二十一日 午前十一時八分、議長室において開議。

① 本日は教委並びに教育研究所の説明を聴き、明日より三日間資料検討のため休會、二十五日再開に決した。

② 教委、教育研究所の説明を聴取、午後四時二十八分散會。

○七月二十五日 午前十一時、議長室において開議。

調査項目の検討を行い調査項目は、①定員に對する調査、②配置に對する調査、③教育行政に對する調査、④財政上からみた調査の四項目とすること、モデル調査を行つた後に調査方針を決定することとし、モデル調査は全委員で行い、都市としては小樽市、單複併地校として深川近郊、日程は二十七日より三十日までとすることに決定、午後零時四十分散會。

○七月三十日 午後二時三十分、議長室において開議。

① モデル調査の結果について林委員長（改）より北龍村、高田委員（社左）より小樽市についてそれぞれ報告。

② ついで今後における調査方針について委員長より意見を求め、中山（改）高田（社左）新川（勞）坂東（浩）（自）各委員より、①調査項目を立てて行ふべきだ、②調査方針は初めから限定せず幅を持たせて行くべきだとの意見が述べられ、又西田（信）委員（自）より議會付託の経緯について質疑、委員長より説明結論を得ず、午後四時二分散會。

○七月三十一日 午後一時三十分、議長室において開議。

昨日來の調査方針について諮り、秋山（協）森川（社左）新川（勞）兒玉（自）高田（社左）各委員より意見あり、結局調査項目は例示することにするが、實際の調査に當つてはこれに限定することなく、教育行政全般に亘つてこれを行うことに決定、（なお新川委員（勞）より先日

提出の調査項目の試案を撤回した）追つて調査項目の試案は三日の委員會に委員長より提出協議することに決定、一旦休憩、午後二時二十五分再開、森川委員（社左）より調査日程について發言あり、一、二日は休會三日再開に決して、午後二時二十八分散會。

民生委員會

○七月二十日 午前十一時二十五分、議長室において開議。

① 本多委員長（改）より、戦犯釋放問題、アツツ島遺骨慰靈祭について諮り、モンテンパ收容中の戦犯者の歸國出迎及びアツツ島より歸還の遺骨慰靈祭に代表派遣と直營診療所の補助問題を兼ねて委員二名を派遣すること、その人選は委員長一任に決した。なおアツツ島遺骨に對する道の慰靈祭は八月十日佛式により行いたい旨保護課長より説明があり了承した。

② 福祉會館、道立養老院、アフターケア、兒童相談所、琴似の身體障害者施設、消防學校等民生部關係諸問題について説明を聴取、午後零時三十五分散會。

○七月二十五日 午後零時二十五分、議長室において協議會を開議。

七月二十七日より三日間深川町において開催の第三回全道社會福祉大會には二十八日一日出席することとし、同零時三十分散會。

農務委員會

○七月十四日 午後一時二十五分、第一委員會室において開議。

① 冒頭果樹凍害に對し、北海道果樹協會々長より陳情聴取。

② 凍霜害についての中央折衝状況について宮本委員長（協）より報告
③ 平野委員（自）より日高、釧路國支廳管内又若林委員（社右）より空知、上川、網走管内の農務、林務視察状況について報告。

④ 大澤委員（自）より、プランコ毛虫對策折衝状況について報告。
⑤ ついで果樹凍霜害對策問題を議題とし、融資問題、利子補給問題等

について若林（社右）荒（社左）土山（公）大澤（自）各委員から意見があり、結局、本問題に対する冒頭の陳情については後日付託の際満場一致で採擇することとし、また理事者においても充分対策を練ることに決した。

⑥ ブランコ毛虫防除対策を議題とし、この問題については補助金の見透しもあり、理事者の防除対策もできているのでこの程度とし、

⑦ 次に霜害対策及び今次の水害対策を議題とし、水害対策については現地視察の上中央折衝することとし、現地視察はつぎのように決した。
渡島、檜山支廳管内

土橋（改）中野（社左）岡林（社左）各委員

膽振、日高支廳管内

宮本委員長（協）大澤（自）荒（社左）各委員

十勝、釧路、上川支廳管内

平野副委員長（自）堀田（自）天谷（協）若林（社右）各委員

⑧ 若林委員（社右）より、澱粉問題について発言があり、政府買上げについて上京中の委員に更に連絡することに決し、午後五時三十分散會。

水産委員会

○七月十四日 午後四時五十五分、第三委員室において協議會を開議。

門別町、大島村米駐留軍接收反対折衝のため委員會から沖野（公）舛田（協）旭（自）の三委員を派遣することを決定、午後五時閉會。

○七月二十八日 午前十一時、第三委員室において開議。

① 冒頭颱風第四號による日高、膽振、渡島支廳管内の水産施設災害救済対策について、室蘭漁業協同組合長より、函館市水産博物館建設費に對し道費助成について同市議會議長より陳情を聴取。

② 坂本委員長（自）より底曳漁業禁止區域擴張問題中央折衝状況について報告、また道内底曳船の禁止區域及び期間についての折衝状況につ

水産部長より説明、これについて三澤委員（社左）より内地の手繰漁船の防止について、委員長より本年にはいつてからの取締違反船について、西村委員（社左）より噴火灣でボタン蛇漁業を繼續している世帯について質疑、應答あつて、

③ 次に北洋漁況と分配問題について水産部長の説明、沖野委員（公）より母船の處理能力、母船の異動及び昨年度出漁についての調査船の調査について質疑、應答の後、

④ 道内漁村安定対策推進要綱について水産部長の説明を求め、西村（社左）三澤（社左）沖野（公）各委員より質疑及び意見が述べられ、それぞれ應答あつて、

⑤ 水族館の入場成績について説明を求め、これについての收支のバランス、管理の問題、關連して函館の水産博物館の問題にもふれた後、

⑥ 颱風第四號による水産施設災害復舊措置について説明を求め、委員長より本委員會としては關係委員會とも相談の上対策については一本にして折衝運動したいと述べ、

⑦ 最後に西村委員（社左）より大島村離島周邊で艦砲射撃しても魚類にはあまり影響がないという報道についての調査要望があり、午後一時十分散會。

○七月二十九日 午後四時三十分、議長室において開議。

① 坂本委員長（自）より、昨日西村委員（社左）より質疑のあつた大島村離島周邊の艦砲射撃による魚類の影響についての渡島水試支場の研究發表についての當事者の説明を求め、調整課長、水産課長、責任技官より事情説明あり、これに對し、沖野（公）西村（社左）旭（自）各委員より質疑及び意見があつた。

② 膽振外三支廳管内の水産關係災害についての中央折衝について諮り村山副委員長（改）三浦委員（改）派遣に決定。

③ 道内の漁業施設状況調査について旭委員（自）より發言あり、根室、網走支廳管内は八月七日より一週間、坂本委員長（自）舛田（

協)大竹(協)旭(自)松平(自)の各委員

宗谷、留萌支廳管内は八月五日より一週間、沖野(公)田呂(改)西村(社左)岡田(社右)三澤(社左)の各委員を派遣することに決定

農地開拓委員會

○七月一日 午後二時五分、議長室において協議會を開議。

米駐留軍の接收豫定地である門別町、大島村離島問題についての實地調査については、田呂副委員長(改)西村(社左)舛田(協)三浦(改)各委員より意見あり、定数に達したので協議會は閉じて午後二時五十分委員會開議。

① 舛田委員(協)より、石狩地區にも大島村、門別町類似の演習地接收問題があるのでそれについての説明を求め、農地調整課長の説明、舛田(協)西村(社左)各委員、田呂副委員長(改)の質疑應答があつて(關連して保留地區、取消地區についての質疑應答もあり)一旦休憩、午後四時二十分再開。

② 道内開拓造田地事情調査日程について諮り、西村委員(社左)より日程に大島村を追加したい旨の發言があつてそのことに決し、ついで協議會のときの接收問題に對する考え方について田呂副委員長(改)西村(社左)舛田(協)三浦(改)各委員より發言があつたが、結論に至らず、午後五時散會。

○七月十四日 午後一時、第三委員會室において開議。

① 門別町、大島村離島接收問題の中央折衝委員について諮り、田呂副委員長(改)旭(自)西村(社左)沖野(公)三澤(社左)各委員より意見があつて一旦休憩。

② 休憩中、東和土地改良區理事長より奥忠別の電源開發による水溫低下のため發電所設置反對についての陳情聴取及び日高支廳拓殖課長より、日高地方の水害救済對策について説明を聴取。

③ 再開後、休憩前の問題及び石狩地區の問題について質疑應答があり、

結局上京委員には、田呂副委員長(改)西村(社左)岡田(社右)の兩委員、石狩地區の資料は正規の手續により知事に要求すること、上京しない委員によつて、眞駒内の米軍司令部と調達局等に對して折衝を行うことに決定。

④ 奥中別の發電所設置に伴う水溫低下の問題について理事者の説明を聴取。田呂副委員長(改)西村(社左)笠井(社右)各委員より意見あり、理事者側の慎重な調査及び本件について七月二十七日委員會開議のことに決定。

⑤ 二十九年年度國費食糧増產對策費要求について農地開拓部長の説明を聴取、午後四時五十二分散會。

○七月二十七日 午後一時三十分、第三委員會室において開議。

① 安達委員長(自)より米駐留軍演習地接收反對折衝のため上京委員の報告を求め、田呂副委員長(改)より報告、西村委員(社左)より補足、これに關連して三澤委員(社左)より質疑、田呂副委員長(改)及び西村委員(社左)より答辯があつた。

② 次に安達委員長(自)より眞駒内の米軍第一騎兵師團司令部との接收反對折衝について報告。

③ 接收地問題は變つた事態が起るまで一時保留することにし、又知事副知事に對し本問題については關係機關に自ら強力にあたるべき申入れをすることを決定、午後三時四十分散會。

○七月二十八日 午後一時五十分、第三委員會室において開議。

① 奥忠別發電所設置に伴う水溫低下問題について諮り、西村委員(社左)より水利權許可の問題、水溫低下及び會社側の補償問題等に對する調査について質疑、この問題について同委員と副知事、土地改良課長との間に質疑應答がかわされ、一旦休憩、午後二時五十三分再開。西村委員(社左)より水利權許可申請書の處理について質疑、副知事より答辯あつて、本問題については、明日商工委員會と合同で協議することに決し、午後三時十五分散會。

○七月二十九日 午後零時三十分、議長室において開議。

- ① 安達委員長（自）より奥忠別發電所設置問題について商工委員長よりの申入れにより商工委員會との合同審査會を開くことについて諮り、そのことに決し、午後一時三十六分一旦休憩、午後三時三十五分再開。
- ② 本年五月より七月までにおける風水害による損害について説明を求め、農地開拓部長より説明、被害対策について中央折衝の問題を諮り、田呂副委員長（改）西村（社左）坂本（自）沖野（公）笠井（社右）各委員より意見あり、結局委員長と等井委員（社右）を派遣に決し、午後四時二十六分散會。

商工委員會

○七月二十七日 午後一時四十四分、第一委員室において開議。

- ① 冒頭苫小牧市産業會館設置、苫小牧市住宅博覽會、北洋博覽會について關係者より陳情聴取。
- ② 宮坂委員長（改）より、信用保證協會制度法制化、電信電話施設費、青函貨物運賃改正問題についての中央折衝經過報告。
- ③ 奥忠別發電所設置反對についての現地調査について福島副委員長（自）より報告、これに關連して科學的資料の問題、農地開拓委員會との合同審査會開催の問題、通産省公益事業局が行う聴聞會の問題について大島（改）和平（勞）伊藤（自）佐久間（自）武田（改）坂東（秀）（公）菊地（改）各委員より意見があり、結局農地開拓委員會とは二十九日午後一時より話し合いをするということに決して一旦休憩、午後二時五十九分再開。
- ④ 信用保證協會業務審議會委員委嘱の件は委員長一任に決した。なお井口委員（社左）より信用保證協會の運営についての懇談會開催の希望あり、これは二十九日に行うこととした。
- ⑤ 新潟における博覽會視察について諮り宮津（自）井口（社左）大島（改）委員を派遣に決定、さらに府縣視察に宮坂委員長（改）福島副

委員長（自）菊地（改）和平（勞）各委員を派遣に決定。

- ⑥ 陳情の審査に入り陳情第二十七號、第三百三十二號は採擇、同第二十五號、第三百三十三號は繼續審査に決し、午後四時五分散會。

○七月二十九日 午後一時三十七分、議長室において開議。

奥忠別發電所設置反對の陳情審査を行うに先ち農地開拓委員會との合同審査を行うことについて諮り、そのことに決し、一旦休憩、午後三時三十二分再開後直ちに散會。

商工、農地開拓合同審査會

○七月二十九日 午後一時四十三分、議長室において開議。

奥忠別發電所設置反對に對する請願の審査について

- ① 宮坂商工委員長（改）がこの審査會の委員長の職務を行うことに決定。
- ② まず河川課長より今日までの経緯について説明、西村委員（社左）より水利權許可申請の取扱について質疑、河川課長より答辯、ついで水溫關係調査について農地開拓部長に質疑、これに關連して水溫低下と減收の問題について旭（自）笠井（社右）福島（自）舛田（協）田呂（改）各委員より質疑應答があつて、一旦休憩、午後三時四分再開。
- ③ 問題の扱方について宮坂委員長（改）舛田（協）武田（改）、調査費の豫算措置について菊地（改）西村（社左）委員より發言あり、午後三時三十分散會。

土木委員會

○七月二十日 午後一時二十分、第一委員室において開議。

- ① 冒頭小樽市勝納川を準用河川に昇格について、同市土木課長より陳情聴取。
- ② 徳中委員長（自）より、今次豪雨災害狀況について理事者の説明を

求めた後質疑に入り、舟木（社左）時田（社右）池戸（勞）三室（自）道下（改）吉田（豊）（自）新保（公）各委員及び中牧副委員長（自）より質疑及び意見があり、結局第一班として帯廣土木現業所管内、第二班として室蘭、函館土木現業所管内に委員派遣に決した。

③ ついで幌泉村長より災害復舊の問題について陳情聴取。

④ 道路法に基く道道昇格問題についての状況説明を求め、土木部長及び次長から一應説明があつたが、根本にふれていない観があり、時田（社右）道下（改）四十榮（改）三室（自）池田（協）新保（公）各委員より意見が述べられ、結局委員長より開發道路の管理權調整と開發道路の定義等の問題はさらに検討し、適當な機會に關係者懇談したいと語り、了承。

⑤ 中央折衝の問題については、中牧副委員長（自）の發言により災害復舊折衝を第一班とし、道路整備費及び道路補助率引上、事業量引上折衝を第二班とすることに決定。

⑥ 委員派遣はつぎのように決定。

(イ) 道内帶廣班 吉田（豊）（自）佐藤（改）四十榮（改）道下（改）濱

森（社右）各委員

室蘭、函館班 徳中（自）中牧（自）正副委員長、西田（正）（改）

三室（自）池田（協）棚川（協）時田（社右）各委員

(ロ) 災害復舊中央折衝

徳中委員長（自）道下（改）原田（自）各委員

(ハ) 道路整備費等中央折衝

中牧副委員長（自）池戸（勞）時田（社右）各委員、午後三時十分散會。

労働委員会

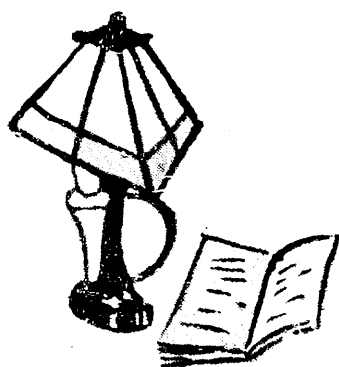
○七月二十一日 午前十時三十分、第一委員室において開議。

① 労働部關係部課長より所管事項について逐次説明を聴取、質疑に入

り、佐藤委員（改）より、勞災病院本道誘致問題について、またこれに關連して池田（協）新保（公）四十榮（改）舟木（社左）徳中（自）濱森（社右）の各委員より質疑或は意見が述べられ、結局池田委員（協）の發言により本問題については部長を通じ、知事に對し、委員會の空氣を傳えることに決した。次に池田委員（協）より道内の職業安定所の位置について、委員長より労働金庫の所管課について時田委員（社右）より應急失對事業費の支出について、質疑應答あつて、一旦休憩、午後零時四十五分再開。

② 請願、陳情の審査に入り、請願第六十九號は採擇、同第三十二號第二百五十三號、第三百二十號、第三十三號及び陳情第二百四十二號第二百四十三號は繼續審査に決した。

③ 職業安定所の昇格及び勞災病院に珪肺専門病棟併置方要望のため、三室委員長（自）棚原委員（社左）を派遣することに決し、午後一時二十五分散會。





全國都道府縣議會議長會地方制度調査委員會

○七月十三、四日の兩日、東京都において開催、協議事項つぎのとおり。

- 一、國の地方制度調査會における審議状況についての報告。
- 二、現行地方制度改革に關する問題點の内、當面の問題の意見について全議事務局試案により協議の結果、意見第六として提出することに決定。（資料欄に別掲）
- 三、地方税制度に關する問題に對する考え方については、一應内容の検討に入つたが、各縣の意見を七月二十日までに報告を受けた上研究することに決定。

全國都道府縣議會議長會幹事會

○七月二十四、五日の兩日東京都において開催、協議事項つぎのとおり。

- 一、町村合併促進法案に對する要望について。
- 二、市債許可權排除に對する反對要望について。
- 三、建築基準法一部改正法案に對する反對要望について。
- 四、千島齒舞諸島の日本復歸について。
- 五、沖繩、奄美等南西諸島の祖國復歸について。
- 六、二十八年度地方制度調査委員會經費臨時分擔金について。
- 七、全國都道府縣議會議員記章標準型變更について。





「現行地方制度に關する問題點」 （自治廳提案）に對する意見

全國都道府縣議會議長會
地方制度調査委員會
（昭和二十八年七月十三日決定）

一、基本的事項

1 地方における國の出先機關と地方公共團體とをどう構成するか
國が地方に出先機關を設けて處理する事務は原則として、國營事業又は眞に特殊の理由のあるものに限定するべきである。即ち現在、國が出先機關を設けて處理している事務で右原則以外のものは、擧げて地方に移譲し、地方行政の總合的運営に委ねることがより能率的且つ經濟的である。

なお、この問題は行政事務の再配分との關連において検討するべきであり、現在極めて多くの事務が國の事務とされ、その出先機關によつて處理され、又は地方公共團體の機關に委任（現在府縣の行つている事務のうち國の委任事務は大凡八〇％とされている）して國の監督統制のもとに處理せられておる現狀である。

本會は行政事務の再配分については先に發表した「地方制度改革に關する意見（その一）」中において詳述しているとおり國に保留すべき事務は國の存立に必要な事務、全國的規模において總合的に企画し統一的に運営すべき事務、國家的な見地から行うことを要する大規模な事業の經營又は施設の維持管理、財政等に關する地方公共團體間の不均衡の調整に關する事務等に限るものとし、その他のものは機關委任事務をも含め、擧げて地方公共團體に配分し、その創意と責任においてこれを總合的に處理せしめると同時に、國が設ける出先機關についてもできるだけ整理

統合し、簡素な機構により能率的に處理し得るようにすべきであり、更に事務の適正配分に當つては地方公共團體に對し、國の財政より十分なる財源を附與し、これによつてその受入態勢を確立することは、特に注意を要する點であることを明かにしているところである。

二、個別的事項

1 地方公共團體の執行機關の構成及び選任をどうするか

(イ) 部制について

府縣の部局を必置として法定することはそれぞれその規模能力を異にする實情に適應しない場合もあるから、原則として簡素合理化の線に沿つて、各府縣の自主的決定に任せるべきであり、それは同時に府縣それぞれの特殊性を活かす所以でもある。但し府縣の連絡調整的機能の達成上その部局が余りに區々になることはさけるべきである。

(ロ) 知事公選制について

知事公選制は地方自治の本旨に基く地方行政民主化の根幹をなす制度として現行制度を維持すべきである。このことはさきに一部において知事の任命制を唱導された際、既に本會發表の「地方制度改革に關する意見（その四）」において詳述したところであるが、要はこの制度によつて知事と住民は直結し、住民の意志を行政の上に反映するとともに、意思機關たる議會との牽制調和の上に、より民主的な行政の實に當らしめるものである。

(ハ) 副知事について

副知事は、府縣が必要な場合に、任意に設置できるようにすべきである。
一部に現行副知事の選任方法を改めんとする意見があるが、副知事が知事の最高補佐たる職責に鑑み、その選任については現行制度のとおり議會の同意を必要とすることは不可欠の要件である。

(ニ) 出納長について

出納事務の公正を期するため出納長の存置は必要であり、職務執行上獨立の地位を與えられたる職責の重要性よりその選任については議會の同意を要することまた當然である。

(ホ) 監査委員について

行政の専門化、技術的高度化に伴い、監査委員制度は強化されるべきであり、そ

の執行は行政の公正を期するため単に理論的な監査に止まらず、住民の意志を代表する議会議員の参画の下に行う現行制度は維持すべきである。

なお監査事務の公正なる執行の建前より、監査委員の選任は知事が議会の同意を得る現行制度を議会の選任によるよう改正すべきである。

〔2〕 法律顧問制度について

自治立法の審査、訴訟等一般「法務」に關し、府縣に法律顧問を置くことに付いては、現行地方自治法第一七四條による専門委員制度を必要に應じ活用すれば足りるから強いてこれを制度化する要は認め難い。

2 行政委員會制度をどうするか

現行各種行政委員會制度は、行政民主化の一環として官僚獨善的行政を排除する意味において採り入れた制度であるが、わが國の實態においては必ずしもこれに適應せず、徒らに組織を龐大化し、責任の明確を欠き、しばしば行政の總合性と能率的運営を失うようなこともある。

地方行政の民主化は長と議會が住民の直接公選となつてゐることにより、制度上一應達せられておるのであるが、特殊の行政についてはなおこの制度を存置せしめるか、又は他の形態に改めることとし、その個々については十分な再検討をなすべきである。

なお、現在の主な行政委員會について考察すれば次のとおりである。

(1) 教育委員會

〔一〕 設置單位は都道府縣及び大都市とし、その他の市町村は廢止するか任意設置とする。

〔二〕 委員の選任方法は現行直接選挙を改め、知事が議會の同意を経て選任するようにする。

(2) 公安委員會

警察制度は警察民主化と警察使命達成の見地から、國家地方警察を廢して都道府縣單位の自治體警察一本建とし、この都道府縣自治體警察に公安委員會を置きその行政管理及び運営管理は共にこの委員會をして當らしめることとする。

(3) 選挙管理委員會

選挙の公平を維持するため、現行どおり存置する。

(4) 人事委員會

人事行政の公平を保障し、職員の勤務條件に關する措置の要求、不利益處分に

關する審査の請求に對し審判をなす機關として存置する。

(5) 地方労働委員會

準司法的機關としての役割が大きいから存置すべきである。

(6) 農業委員會、漁業委員會

諮問機關として存置すべきである。

3 地方公務員制度をどうするか

(1) 人事の交流について

行政の高度化につれて全般的自治行政の發展の見地より國、地方又は地方公共團體相互間においてその自主的意欲且つ納得理解の下に人事交流の途を開くことが望ましい。ただ、この人事交流を円滑にするため、先ず恩給、退職手當、社會保障その他の待遇等の點を合理的に改善することが必要である。

(2) 府縣に駐在する官吏及び國庫補助職員について

國の委託事務を處理するためとして地方公共團體駐在官吏又は國庫補助職員の制度は地方における人事管理上支障が尠くないのみならず、地方自治の本旨に反するものである。かかる制度は全廢し、事務の適正配分と相俟つてその十分なる給與財源とともに地方に移管すべきである。

(3) 地方公務員の政治活動の制限について

行政の公正な執行を確保する意味において一般職の職員の政治活動を府縣單位に禁止するよう法制化する要がある。

(4) 研修教養について

廣汎にして複雜化する近代的行政にこたえるため、地方公務員の素質の向上が要請されるが、このためには地方公務員に對する自主的適切な研修方法の強化が望ましい。

4 地方公共團體の公正且つ能率的な事務處理方式をどうするか

本質的には地方行政の安定確立と中央の地方に對する信頼がその根本をなすものであるが、要は公共の利益と住民の福祉増進に密與し、また地方公務員は住民全般に奉仕する公僕たるの精神に徹することによつて公正且つ能率的な事務の處理は可能である。少くとも創意による窓口事務の合理化、免許可事項の最少限度の整理及び處理期限の規定、一般事務決裁に對する上級集中の職務權限を思い切つて下級責任者まで引下げる等もその方法の一つである。

なお、國と地方公共團體の關係において國家豫算と關係する地方豫算は國家豫算

の成立と時期的ずれがあり、地方はこのため、年度中途において多額の追加更生を必要とすることは、能率的處理を阻害する實情にあるから、國と地方公共團體との豫算編成の時期的調整又は會計年度並じの再編成の必要がある。更に國が地方に交

28年度豫算案修正可決

28年度豫算案は7月18日衆院で修正可決され、同31日參院を通過成立した。

修正の總額は165,78百万円で、行政費の節約と保安廳施設費の削減を財源とし、平衡交付金、中小企業金融公庫出資その他の経費の増額や減税にあてられている。このうち減税が、2,86百万円あるので修正案の規模は政府原案(9,682億円)にくらべ減税分だけ減少、歳入出とも965,478百万円となつた。修正部分の内容は次のとおり。

修正地方財政計畫(豫算修正に伴う)

豫算修正による平衡交付金50億円の増額に伴う28年度修正地方財政計畫は、つぎのように確定の旨自治廳より發表された。

① 總體の規模は10,338百万円、擴大し858,061百万円となつた。注目されるものは(1)道府縣15%2,531百万円、市町村10%2,267百万円、計4,798百万円の行政費節減を行つたこと (2)平衡交付金の50億円増を主として給與費修正に充てた點である。

① 削減されたもの	
行政費節減	10,178 百万円
保安廳施設費減	6,500
計	16,678
② 歳出の増加したもの	
國民健康保険給付負擔	1,122 百万円
食糧増産対策費	1,000
中小企業金融公庫出資	3,000
船舶建造利子補給	982
危険校舎修築費	1,000
科學振興費	400
積寒地帯屋内體操場建築費	200
義務教育學校被災校舎復舊費	600
私學振興費出資	500
教員給與是正費(國立)	18
國土總合開發調査費	50
地方財政平衡交付金	5,000
計	13,872

付する交付金、補助金等の交付時期遅延に因り、地方の事業執行ないし事務處理は著しく阻害されている。これらについては、速かに改善すべき方途を講ずべきである。

③ 減税

輸出振興のための貿易業者	
製造業者の所得控除制度による減税	1,666 百万円
資本蓄積促進のための利子所得に對する減税	1,140
計	2,806

③ 歳入

平衡交付金増	5,000 百万円
國庫支出金	2,838
地方債	2,500
計増	10,338
既定	847,723
計858,061	

④ 修正された總體計書はつぎのとおり。

昭和28年度地方財政計画

歳出	昭和28年度地方財政計画額	道府県	中
1 既定財政規模	740,302	419,242	321,060
2 28年度新規財政需要額	114,014	59,075	54,939
(1) 給興関係経費の増	41,624	28,567	13,057
(2) 行政整理に伴う不用品額	△ 1,849	△ 907	△ 942
(3) 教育委員設置の経費	1,413	—	1,413
(4) 自警廃止による不用品額	△ 233	—	△ 233
(5) 人口増加に伴う経費増	4,204	2,686	1,608
(6) 恩給費の増	1,671	1,129	542
(7) 恩給特別法律施行に要する経費	1,074	878	196
(8) 給興政訂による増	57	251	346
(9) 教育職員給興法改正増	360	353	10
(10) 公債費の増	8,035	4,823	3,212
(11) 国の行政施策に伴う増	4,581	4,254	317
(12) 法令改廃に伴う負擔減	△ 1,083	△ 717	△ 366
(13) 補助負擔金増加負擔増	5,651	4,971	683
(14) 児童保護費	1,736	1,218	518
(15) 児童保護補助金	3,918	3,753	165
(16) 臨時事業費の増	58,926	20,704	38,222
(17) 公共事業費	40,351	18,056	22,295
(A) 一般	43,776	19,225	24,551

千島返還懇請國民大會

千島返還懇請國民大會は千島及び齒舞諸島返還懇請同盟並びに道議會主催のもとに七月十九日、東京日比谷公會堂で行われた。當日の宣言、決議の要は、

(B) 災害	△ 3,425	△ 1,169	△ 2,256
(1) 失業対策事業費	1,978	969	1,009
(2) 單獨事業費	16,597	1,679	14,918
(3) 節約に因る減	△ 4,798	△ 2,531	△ 2,267
3 富裕團體超過財源等増加額	3,745	653	3,092
合計	858,061	478,970	379,091
歳入			
1 地方税	304,747	124,567	180,180
2 地方財政平衡交付金	130,000	82,617	47,383
3 國庫支出金	238,409	163,622	68,787
(1) 児童保護費	4,271	2,493	1,778
(2) 義務教育費國庫負擔金	51,000	52,100	1,900
(3) その他の普通補助金	46,009	30,493	15,516
(4) 公共事業費	124,429	79,788	44,641
(A) 一般	73,191	43,936	29,255
(B) 災害	51,238	35,852	15,386
(1) 失業対策事業費	9,700	4,748	4,952
4 地方債	95,300	65,800	31,500
(1) 普通債	85,500	54,500	31,000
(2) 交付債	9,800	9,300	500
5 雜收	89,605	38,364	51,241
(1) 使用料手数料	29,718	17,941	11,777
(2) 雜入	59,887	20,423	39,464
合計	858,061	478,970	379,091

永きにわたり、血と汗で拓かれ、培われきたこの國土を守り抜かんとするのには、人類に共通する本能的な願望である。日本國は、平和條約第二條C項により、千島列島に對する權利、權限、ならびに請求權を放棄したがこれは一九五一年九月のサンフランシスコ平和會議當時の國際情勢に制約されたものであつて日本國民の眞意がこれを欲せざること、吉田首相全

權も卒直に訴えてゐるところである。

ここに千島列島と呼稱されてはいるが、正確には「クリル・アイルランド」に所屬するものではなく本來の日本領土である。

連合各國は、第二次世界大戰遂行に關し「連合國は日本國の侵略を阻止し、かつこれを罰するため今次戦争をなすつあるものなり」と聲明してゐる。すなわち侵略の阻止、これこそ連合各國の最終目的であり、ポツダム宣言受諾による日本國の降伏によつて、このことは完全かつ徹底的に達せられたはずである。この觀點よりすると、日本國の傳統的領土である地域を、わが主權より切離しつゝ現實は「領土不擴充」を原則とするポツダム宣言の公約に背き、同時にこの事實は、弱小國に對する新たな侵略を意味するものと考えられる。至千島地域および齒舞諸島は、日本民族が長い年月を通じて祖國への郷愁に哭き、追われたる住民は墳墓の地に再びまみえんとする悲願に身をもだえてゐる。

友愛と信義を基調とした心からなる提攜、そこでのみ悠遠なる人類の平和と繁榮は約束される。繰り返していう。全千島地域及び齒舞諸島は日本民族の傳統的領土である。ここにわれらは赤心を吐露して切々たる悲願を廣く中外に訴え、その目的達成にまい進せんとするものである。

決 議

一、われらはポツダム宣言に示された「領土不擴充」の原則は世界のいずれの國家も遵守すべき國際信義であり、人類の共榮と世界恒久平和の樹立に不可欠の要諦なりと確信し、その原則達成に挺身せんことを期す。

一、われらは傳統的日本領土たる齒舞、色丹諸島ならびに國後、樺捉兩島の即時占領解除を要請するとともに平和條約による正しき交換領土たる「クリル・アイルランド」の主權回復の熱願を世界に訴え、これら諸島の速やかなる祖國復歸達成のためたゆまずる決意をもつて努力せんこ

とを誓う。
右決議す。

公職選舉法改正に關する 自治廳の意見書

自治廳では、今次總選舉の經驗に徴し衆議院公職選舉法改正特別委員會に對し同廳の改正意見書を提出した。

公職選舉法の改正に關する意見

自治廳（二八、七、一）

註 ○は、前國會の改正法案において採用されてゐる事項である。

一、選舉執行の經驗に鑑み改正を要望する事項

○一 都道府縣の選舉管理委員會は、特に必要があると認めるときは町村の區域を分けて數開票區を設けることができるものとする。（一八二、三）

○二 參議院全國選出議員の選舉における補充選舉人名簿の調整等に關する期日および期間などは都道府縣の選舉管理委員會が定め、豫め告示するものとする。（二七、三）

○三 市町村の新設に伴う選舉または増員選舉に關する規定を整備すること。（三四）

4 記號式投票方法を實施可能の選舉について採用すること。

○五 第六十八條第二項および第三項を削除すること。（六八）

○六 同一氏名などの候補者に對する投票を按分する場合において一票未滿の端數は切り捨てないものとする。（六八の二）

○七 參議院全國選出議員選舉の繰延選舉會の期日の決定は、中央選舉管理會が行ふものとする。（八四）

○八 立候補辭退の届出の期限を選舉の期日の前日までとすること。（八六七）

○九 立候補することのできない公務員が立候補したときは、立候補の届出と同時にその公職を退職したものとする。（九〇）

10 公務員となつたために公職の候補者を辭したものとみなされる場合においても供託金を沒收するものとする。（九三二）

○11 兼職禁止の職にある者は、當選の告示があつたときは、直ちにその職を失うも

のとする。 (一〇三)

12 選挙の一部無効に因る再選挙に関する規定を整備すること。

13 二以上の選挙が近接して行われる場合において、一の選挙の投票当日投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所から三町以内の区域においては、他の選挙の選挙運動のための演説および連呼を行うことを禁止するものとする。 (新設)

14 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事および都道府県の教育委員会の委員の選挙の選挙事務所を表示するために表示板を交付し、選挙事務所これを表示しなければならぬものとする。 (一三〇)

15 参議院全国選出議員の選挙において、選挙事務所の閉鎖命令は、中央選挙管理会または都道府県の選挙管理委員会が行うものとする。 (一三四)

16 主として選挙運動のために使用される自動車、廣播機または船舶に對する證明書交付の制度を廢止すること。 (一四一、二、三)

17 第四百三十三條第一項第一號から第四號までのポスター、立札、ちようちん、看板に關する扱いを合理的ならしめるように規定を整備すること。

18 参議院全國選出議員選挙における選挙運動用ポスターの檢印は、都道府県の選挙管理委員会において行うものとする。 (一四四、二)

19 選挙運動用ポスターを他人の工作物に掲示しようとする場合は、まず、居住者の承諾を得なければならぬものとし、居住者のない場合は管理者、管理者のない場合には所有者の承諾を得なければならぬものとする。 (一四五、二)

20 選挙運動のために使用したポスターは、選挙終了後當該候補者が撤去するものとする。 (一四七)

21 候補者たることを辭した者が更にその選挙の候補者となつた場合の公營に關する規定を整備すること。

22 立會演説會は、班別編成の方法によることができるとすること。 (一五六)

23 公營の新聞廣告を掲載した新聞紙を掲示することもできるとすること。 (一四九、二)

24 候補者が個人演説會を開催するために使用することのできる施設に公民館を加えること。 (一六一)

25 個人演説會告知用の立札及びポスターの公營の制度を廢止して選挙運動用ポスターの枚數を増加すること。 (一六四、二)

26 立會演説會及び街頭演説においても録音機を使用することができるとすること。

こと。 (一六四、四)

27 街頭演説についての證明書交付の制度を廢止すること。 (一六四、五、二)

28 立會演説會開催の當日における他の演説會の禁止を立會演説會開催時間中及びその後二時間に改め、演説連呼についても同様の禁止をするものとする。 (一六五)

29 特定の建物及び施設においては、演説のみではなく連呼も禁止するものとする。 (一六六)

30 地方公共團體が所有しまたは管理する建物においては、選挙運動のための演説を禁止されているが、その建物のうち公營住宅を除外すること。 (一六六)

31 投票記載所内に掲示する氏名などの掲載順序 (一七五、二) は、投票所外に掲示する氏名などの掲載順序 (一七四、三) によること。

32 投票所外に掲示する氏名などにつき掲載順序をくじで決定する場合、市町村 (参議院全國選出議員選挙については、都道府県) ごとにこれを行い、その締切日を繰り上げるものとする。

33 燃料及び用紙のあつせんなどに關する規定を削除すること。 (一七七)

34 出納責任者の會計帳簿の備付の時期及び收支の事項記入の時期を明確にすること。 (一八五)

35 出納責任者以外の者が選挙運動に關する支出をする場合における出納責任者の「文書による承諾」は、用途を明確にしてしなければならないものとし、且つ承諾に關する文書の様式を定めるものとする。 (一八七)

36 第八十五條 (會計帳簿の備付及び記載)、第八十六條 (明細書の提出)、第八十八條 (領收書等の徴收及び送付)、第八十九條 (選挙運動に關する收入及び支出の報告書の提出)、第九十條 (出納責任者の事務引継) 及び第九十一條 (帳簿及び書類の保存) の規定中の「出納責任者」には「出納責任者の職務を代行する者」を含んでいることを明白ならしめるよう規定を整備すること。

37 選挙運動に關する支出金額の算定は基準額を法定するとともに實情に即するよう改めること。 (一九四)

38 選挙運動用船舶を使用するために要した支出も選挙運動に關する支出でないものとみなすものとする。 (一九七、二)

39 衆議院議員及び参議院議員の選挙に關しては、日本國有鐵道、日本專賣公社及び日本電信電話公社と請負その他特別の利益を伴う契約の當事者である者も選挙

に關する寄附をすることができないものとする。〔一九九〕

40 第十四章の二(衆議院議員の特例)の規定を整備すること。

41 第四百四十八條第三項に規定する新聞紙、雜誌以外の新聞紙、雜誌も棄權防止、公明選舉、選舉管理の手續等に關する報道評論をすることはさしつかえないものとする。〔三五五の二〕

42 出納責任者の職務を代行する者についても處罰できる旨を明白ならしめるとともに、その職務代行者の違反行為が出納責任者又は出納責任者であつた者の責に歸すべき事由に因るものであるときは、當該出納責任者なども處罰し得るよう規定を整備すること。

43 不在者投票の場合の代理投票において、その投票を記載すべき者は、第四十八條第二項の規定により投票を補助すべき者とみなして罰則を適用するものとする。〔二五五〕

二、選舉の公明化を推進するために改正を要望する事項

1 第九十八條(選舉運動に關する支出金額の制限額超過による當選無効)の但書を削ること。〔一九八〕

2 總括主宰者のみならず出納責任者が買収等の罪を犯し刑に處せられたときは、當選人の當選を無効とするものとする。〔二五一〕

3 第二百五十一條(當選人、總括主宰者、出納責任者の犯罪による當選無効)第一項及び第二項の但書を削ること。〔二五一、二〕

4 出納責任者及び出納責任者であつた者が第二百四十六條(選舉運動に關する收入及び支出の規定違反)第二百四十七條(報告書提出義務違反)の罪を犯し、刑に處せられた場合も當選人の當選を無効とするように改めること。〔二五二〕

5 第十六章に掲げる罪(第二百四十五條等の罪を除く)を犯し刑に處せられた者は、一定期間被選舉權を停止するものとし、情狀によりその期間の短縮のみはできるものとする。〔二五二〕

6 被選舉權を停止された者は、その期間中選舉運動をすることができないものとする。〔二五二〕

7 罪の時効はすべて一年とし、犯人が逃亡したときは二年とするものとする。〔二五三〕

中央教育審議會の第一回答申

義務教育制度及び教育委員會制度

教育制度の再檢討について設けられた中央教育審議會では本年一月以來檢討していたが、本月二十五日義務教育制度及び教育委員會制度について結論を得たので、第一回の答申を文部大臣に提出した。

昭和二十八年七月二十五日

中央教育審議會會長 龜 山 直 人

文部大臣 大 達 茂 雄 殿

答 申(第一回)

終戦後行われた教育の改革は、民主主義をその基本理念とし、過去の教育の欠陥を是正することを目的として新しい制度のもとに關係各方面の多大の努力が拂われたにかかわらず一般にまだ習熟を欠くものがあり、所期の効果をあげるに至っていないものが多く、その目的を達成するにはなおいつその努力を要する。またその改革のうちには必ずしもわが國の實情に適するとはいえない点も認められる。

これらの諸點に關し、民主主義の根本觀念にもとらない限り、實情に即してこれに適當な是正を行うことは現下の急務であると信ずる。しかし、これと同時に教育、ことにその制度の改革は、そのおよぼす影響が大であるから、特に慎重を期して行わなければならない。

本審議會は、昭和二十八年一月二十一日第一回總會開催以來終戦後の特殊事情のもとに實施されてきた教育制度の再檢討を行つてきたが、まず、義務教育について慎重に検討を加えた結果、今日までに左記の事項については次の結論に到達した。

記

一、學 校 制 度

六―三の制度は堅持する。

六―三制については、ただにこの制度を堅持するにとどまらず、その施設および内容を整備充實することに努めるとともに、(たとへば、老朽校舎の改築、二部授業の解消、施設、設備の適正な基準までの整備など)就學前教育および盲、ろう、精神薄弱、身體虛弱な者などのための特殊教育を一段と振興することが望まし

い。

二、教育委員会制度

教育委員会は、その設置以来、日がきわめて長く、その実績の良否については相當論議の余地がある。

しかし、この制度は、終戦後の教育の民主的改革の顯著な一要項であり、その意圖するところがひたすら教育の中立性と自主性を樹立するにあるという趣旨を尊重し、できるだけその長所を發揮せしめるよう努めたい。

1. 性 格

教育委員会の性格は、現行法どおりとする。都道府県および五大市以外の市町村教育委員会については、多少の疑念なしとしないが、現行法による性格を直ちに改變する積極的根據は認められない。

2 設置單位

現行法どおりとする。ただし、町村については、次のような點について検討する必要がある。

(1) 設置義務の緩和―規模、財政力等の現状にかんがみると、弱小町村にまで設置義務を負わせることは無理と考える。

(2) 右の場合における町村教育委員会の設置、廢止については、地方自治體の選擇に任せることも一策である。

(3) 教育委員会不設置の町村の措置―諮問機關のようなものを置くこと。

3 委員の選任方法

教育委員の選任は、現行法どおり公選とする。ただし、選舉の方法については次のような點について検討を要する。

(1) 都道府県などの大地域においては、選舉區を設定すること。

(2) 教職員の立候補については、離職後一定期間の經過を必要とすること。

三、教 員

(1) 身 分

市町村の義務教育學校の教員の身分は、給與、福利厚生、配置などの關係をも考慮し、都道府県の公務員とすることが望ましい。

(2) 養 成

教員の養成は四年課程を原則とする。ただし、當分の間需要供給などの關係から二年課程を設けることもやむを得ない。

海岸の砂地農業地區を指定

本年二月二十六日成立した「海岸砂地地帯農業振興臨時措置法」に基く海岸砂地地帯の指定基準をこのほゞ次のように決定した。

全國三十道府縣、百五十七地區、五百三十町村、二十三万三千町歩、本道關係は、石狩海岸、貝取瀨、泊村、砂原、長万部、苫小牧、日高海岸、襟裳、大津、釧路沿岸、根室海岸、網走、下湧別、紋別、濱也別、宗谷海峽、遠別、鬼鹿の十八地區が指定された。

道府縣分

28年度普通交付金8月概算交付額調(単位千円)

都道府縣	昭和27年度 交付基準額	減額すべき額			差引基準額	8月概算 交付額	8月までの概算交付済額			
		義務教育費	児童福祉費	計			4月概算 交付額	6月概算 交付額	7月概算 交付額	交付済額 合計
北海道	7,005,650	2,936,473	71,003	3,007,476	3,998,174	634,999	825,818	1,236,529	494,101	3,191,447
青森	2,424,602	793,418	11,542	804,960	1,619,642	257,235	334,535	500,912	200,158	1,292,846
岩手	2,755,774	826,906	10,009	836,915	1,918,859	304,757	396,338	593,452	237,136	1,531,683
宮城	2,725,615	889,637	24,980	914,617	1,810,998	287,626	374,059	560,093	223,806	1,445,584
秋田	2,562,770	756,958	12,624	769,582	1,793,188	284,738	370,381	554,586	221,605	1,431,370
山形	2,545,694	778,460	23,094	801,554	1,744,140	277,008	360,250	539,416	215,544	1,392,218
福島	3,657,533	1,184,074	31,237	1,215,211	2,442,222	387,895	504,437	755,313	301,814	1,949,459
茨城	3,069,088	1,068,630	27,161	1,095,791	1,973,297	313,404	407,582	610,288	243,863	1,575,137
栃木	2,235,461	821,337	23,945	845,282	1,390,179	220,791	287,140	429,946	171,801	1,109,678
群馬	2,351,414	834,717	22,069	856,786	1,494,628	237,380	308,714	462,249	184,709	1,193,052
埼玉	2,606,774	1,137,899	26,828	1,164,727	1,442,047	229,029	297,853	445,987	178,211	1,151,080
千葉	2,864,037	1,107,090	26,024	1,133,114	1,730,923	274,909	357,520	575,328	213,910	1,381,667
東京	(5,979,780)	3,388,314	342,938	3,731,242	—	—	—	—	—	—
神奈川	410,350	1,308,253	87,481	1,395,734	985,384	—	—	—	—	—
新潟	3,480,943	1,408,349	15,600	1,423,949	2,056,994	326,696	424,870	631,174	254,207	1,641,947
富山	1,356,263	535,718	10,046	545,764	810,499	128,725	167,408	250,666	100,163	646,962
石川	1,377,617	523,304	35,571	558,875	818,742	130,034	169,110	253,215	101,181	653,540
福井	1,414,496	403,390	15,091	418,481	996,015	158,189	205,726	308,041	123,089	795,045
山梨	1,642,165	491,214	17,171	508,385	1,133,780	180,069	234,181	350,648	140,114	905,012
長野	3,492,582	1,152,731	30,275	1,183,006	2,309,576	366,812	477,040	714,290	285,421	1,843,563
岐阜	2,165,571	884,158	16,053	900,211	1,265,360	200,967	261,359	391,343	156,375	1,010,044

靜	岡	2,283,899	1,251,117	26,699	1,277,816	806,083	128,023	166,495	249,299	99,617	643,434
變	知	834,495	1,739,883	73,914	1,813,797	△ 979,302	—	—	—	—	—
三	重	1,830,415	770,458	15,073	785,532	1,044,833	165,950	215,819	323,154	129,128	834,051
滋	賀	1,359,442	430,718	22,596	453,314	906,128	143,913	187,160	280,242	111,981	723,296
京	都	707,083	966,226	59,895	1,026,121	△ 319,038	—	—	—	—	—
大	阪	(3,727,398)	2,098,618	157,117	225,735	—	—	—	—	—	—
兵	庫	1,294,169	1,700,174	77,334	1,777,508	△ 483,339	—	—	—	—	—
奈	良	1,223,019	404,979	23,187	428,166	794,853	131,240	164,176	245,827	98,229	639,472
和	山	1,576,633	566,972	22,670	589,642	986,991	284,756	303,862	305,250	121,974	915,842
鳥	取	1,257,141	329,972	19,167	349,139	908,002	144,210	187,547	280,821	112,212	724,790
島	根	1,808,582	510,275	13,114	623,389	1,285,194	204,117	265,455	397,476	158,826	1,025,874
岡	山	2,369,500	850,282	44,249	894,531	1,474,969	234,258	304,653	456,169	182,279	1,177,359
鹿	島	2,584,080	1,109,053	46,115	1,155,168	1,428,912	226,943	295,140	441,924	176,587	1,140,594
山	口	1,943,088	835,425	37,327	872,752	1,070,336	169,993	221,077	331,027	152,874	874,971
德	島	1,711,605	497,800	17,134	514,934	1,196,671	190,058	247,171	370,099	147,887	955,215
香	川	1,468,517	481,500	26,976	511,476	957,041	151,999	197,676	295,988	118,273	763,936
愛	媛	2,298,223	834,122	16,930	851,052	1,447,171	229,843	298,911	447,571	184,444	1,160,769
高	知	1,667,042	491,355	17,550	508,905	1,158,137	183,938	239,212	358,181	143,124	924,455
福	岡	2,193,805	1,902,295	98,978	2,001,273	192,532	30,577	39,767	59,545	131,293	261,182
佐	賀	1,474,918	472,045	15,674	487,719	987,199	156,789	203,905	305,315	158,200	824,209
長	崎	1,854,497	873,127	38,704	911,831	942,666	149,715	194,707	291,542	119,996	755,960
熊	本	2,563,041	949,880	49,803	999,683	1,563,358	248,296	322,910	483,506	279,202	1,333,914
大	分	2,059,874	663,975	46,966	710,941	1,348,933	214,240	278,620	417,188	207,303	1,117,351
宮	城	1,728,417	575,803	19,019	594,822	1,133,595	180,039	234,143	350,591	140,093	904,866
鹿	島	3,006,465	957,277	48,334	1,005,611	2,000,854	317,780	413,273	618,809	247,270	1,597,132
合	計	95,042,350	45,497,362	1,915,257	47,412,619	56,383,771	9,088,000	11,646,000	17,438,000	7,268,000	45,440,000

道 府 縣	27年度 交付金	8月概算 交付額	4月概算 交付額	6月概算 交付額	7月概算 交付額	交付済額 合計	滋 賀	317,067	30,840	54,247	81,224	25,624	200,935
北海道	3,359,251	420,896	573,105	858,114	270,710	2,122,825	京 都	1,218,375	152,656	267,861	311,232	98,184	769,933
青 森	1,144,786	143,436	195,306	292,433	92,254	723,429	大 阪	664,542	83,264	113,374	169,756	53,553	419,947
岩 手	1,202,849	150,711	205,212	307,265	96,933	760,121	兵 庫	1,088,081	136,731	185,632	277,918	87,685	687,596
宮 城	1,146,083	143,598	195,528	292,765	92,359	724,250	奈 良	394,451	52,425	67,295	100,761	31,787	252,268
秋 田	964,238	120,814	164,504	246,313	77,704	609,335	和歌山	712,741	191,754	121,597	182,668	57,477	552,856
山 形	937,491	117,463	159,941	239,481	75,549	592,434	鳥 取	453,654	56,840	77,396	115,886	36,558	286,680
福 島	1,338,746	167,738	228,397	341,980	107,885	846,000	島 根	702,403	88,007	119,834	179,428	56,604	443,873
茨 城	1,167,098	146,231	199,113	298,133	94,052	737,529	岡 山	931,120	116,664	158,854	237,853	75,036	588,407
栃 木	649,511	81,380	110,810	165,917	52,342	410,449	廣 島	1,377,113	172,545	234,943	351,781	110,977	870,247
群 馬	732,888	91,827	125,035	187,216	59,661	463,139	山 口	645,082	80,825	110,094	164,785	65,718	421,382
埼 玉	887,877	111,246	151,476	226,806	71,551	561,079	徳 島	682,303	85,489	116,404	174,292	54,984	431,169
千 葉	1,036,584	129,878	176,847	264,794	83,535	655,054	香 川	703,845	88,188	120,080	179,797	56,720	444,785
東 京	354,250	44,386	60,437	90,493	28,548	223,864	愛 媛	1,054,262	132,093	179,883	269,310	88,693	669,959
神奈川	660,359	82,739	112,661	168,688	53,216	417,304	高 知	745,626	93,423	127,208	190,469	60,087	471,187
新 潟	1,253,744	157,087	213,895	320,266	101,035	792,283	福 岡	923,073	115,656	157,481	235,797	146,054	654,988
富 山	342,550	42,920	58,441	87,504	27,605	216,470	佐 賀	351,468	44,037	59,962	80,781	52,457	246,237
石 川	478,784	59,989	81,683	122,304	38,583	302,559	長 崎	997,989	125,043	170,262	251,934	82,757	632,996
福 井	456,045	57,140	77,804	116,493	36,751	288,191	熊 本	1,048,570	121,380	178,891	267,855	141,833	719,959
山 梨	620,908	77,796	105,930	158,610	50,037	392,372	大 分	795,074	99,618	135,644	203,101	91,139	529,502
長 野	1,302,042	163,139	222,135	332,604	104,927	822,805	宮 崎	647,275	81,100	110,428	165,345	52,162	409,035
岐 阜	862,974	108,126	147,228	220,445	69,544	545,343	鹿 嶋	1,382,289	173,193	235,826	353,104	111,394	873,517
静 岡	1,038,899	130,168	177,242	265,386	83,721	656,517	合 計	41,346,923	5,287,000	7,054,000	10,562,000	3,532,000	26,435,000

昭和27年次 日本の中対共貿易実績 (1~12月)

道物産韓旋東京事務所報告

～通産省に付調査～

品 目	数 量	価 額 (ドル)	品 目	数 量	価 額 (ドル)
A 輸 入			(輸入つづき)		
豆 類	9,582,296担	1,255,225	原 油	2キロ立	50
玉 蜀 黍	86,637	7,958	桐 油	758,596担	528,792
フ ス マ	21,124,659	1,299,298	其 他 礦 物 油	—	80
豆 粕	2,400,000	195,326	其 他 植 物 油	—	1,210
芋 片	476,351	285,682	薬 品 類	—	69,317
板 糖	1,201,040	205,766	木 造 船	1隻	600
飲 料、煙 草	—	1,060	原 料 別 製 品	—	44,214
厨 綿	876,483封度	9,221	其 他 原 材 料	—	652,535
ラ ミ ー	660,542	268,876	そ の 他	—	234,016
ジ ュ ー ト	105,615	13,724	輸 入 合 計		14,916,600
や し 織 維	293,678	68,790	B 輸 出		
滑 石	1,312,410担	81,071	長 切 昆 布	1,083吨	160,591
からし 種子	1,768,117	317,635	雑 昆 布	507	28,490
えごま 種子	64,000	15,831	食 用 海 藻	4	777
蝨 石	4,485,898	184,117	醫 薬 品	54担	153
綿 實	8,418,636	743,930	硫酸アンモニア	100吨	76,750
原 皮	4,485,898	184,117	和 紙	4	22,288
牛 皮	25,886	129,203	人 絹 糸	206,600封度	157,976
ウールラッグ	4,310	1,125	綿 製 蚊 帳	320	522
鐵 鑛 石	65,343,978	743,043	鋼 管	10吨	3,292
屑 鐵 鑛	594,000	34,275	棒 鋼	40	4,898
羽 毛	3,024	15,540	鐵 鋼 製 品	3	2,530
豚 毛	63,230	265,631	タイプライター	781台	100,336
五 倍 子	802,818	196,017	陰 寫 機	—	1,414
生 う る し	578,704	1,116,742	自 轉 車	500台	11,480
甘 草	337,163	125,111	自 轉 車 部 品	5吨	432
植 物 種 子	97,100	47,196	針 布	5	19,380
粘 土	6,387,028	168,040	書 籍	—	3,543
あ ま 種 子	5,887,204	1,049,060	ベ ン 軸	624本	24
落 花 生	3,263,448	1,110,359	雑 誌	—	857
山 羊 毛	120,359封度	368,243	エ ン ビ ツ	—	1,080
ば ん 土	6,957,820担	209,584	醫 療 機 器 具	—	2,042
麥 稈 質 田	170,745	33,923	レ コ ー ド	—	329
ご ま 種 子	4,245,896	883,844	輸 出 合 計		599,184
大 豆	618,744	34,836			
屑 ラ ミ ー	3,270,301	726,921			
松 脂	1,388,794	235,155			
粘 結 炭	39,615,496	754,320			

註～本表は輸出は船積み、輸入は通關による

西歐諸國及び日本の對中共貿易實績

～ 單位 1,000米ドル ～

國 名	1952年		1953年(1～3月)		摘 要
	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	
英 國	12,282	8,374	6,245	4,657	1. ユーゴスラビアは對ソ連貿易禁 壓方針に付實績なし 2. スペインは米國よりの借款條件に より對共產國貿易はこれを行わな い 3. フィンランドの52年の輸入がない のは決済が芬、ソ、中共三角條約 によるためである 4. 日本については52年は大蔵省税関 部統計53年1～3月は日銀外國爲替 統計による
西 獨	2,800	17,579	5,410	6,630	
ユーゴスラビア	—	—	—	—	
ベルギー	6,037	46,938	4,401	15,451	
オランダ	34	4,802	1,456	2,602	3. フィンランドの52年の輸入がない のは決済が芬、ソ、中共三角條約 によるためである 4. 日本については52年は大蔵省税関 部統計53年1～3月は日銀外國爲替 統計による
スペイン	—	—	—	—	
スイス(含香港台灣)	17,836	9,782	8,055	2,530	
フィンランド	6,461	—	904	56	
イタリ	18,860	2,134	1,507	1,176	(未 渡 表)
フランス	3,220	5,473	(未 渡 表)	(未 渡 表)	
スエーデン	606	772	1,402	284	
デンマーク(含台灣)	167	9	78	448	
ノルエー(ノ)	1,749	4,182	897	632	
日 本	604	15,022	360	1,710	

日本の對台灣輸出入實績 ～日銀爲替統計～

1952年4月～1953年3月

輸 出		輸 入	
品 目	金 額 ド ル	品 目	金 額 ド ル
食 料 及 び 飲 料	10,345,307 (135,820)	穀類食糧及び類似原料	57,108,635
織物及び繊維製品	3,279,110 (17,292)	繊維及び織物原料	474,226
木材及び木製品	904,191	木 材、パルプ及び紙	5,000
動植物産品	1,689,200 (140)	動植物産品	24,755
油 脂 臘	67,017	化學原料及び製品	6,117
化 學 製 品	10,154,980 (23,224)	金屬及び金屬鑛物	88,227
金屬及び金屬製品	8,859,355 (61,872)	非金屬鑛物及び石炭	4,042,703
非金屬鑛物及び製品	1,079,401 (1,106)	機械及び書籍	0
機 械	13,251,781 (215,028)	醫藥品及び醫療器具	26,379
雑	1,173,617 (89,086)	在日外人用品	297,121
		油 脂 臘	104,677
		雑	1,044,665
計 -	50,803,959 (543,568)	計	63,222,505

註～カソコ内數字はドル現金決済分を示し未加算

日本貿易の地域構成

	輸出入総額	中 國	台 灣	朝 鮮	その他
昭和9～11年	100.0	14.2	7.7	15.2	62.9
25年	31.3	0.4	1.3	0.6	29.0
26年	41.6	0.3	1.3	0.2	39.8
27年	45.4	0.2	1.7	1.0	42.5

備考 昭和9～11年の輸出入額を100とし、戦後は實質額と換算

中 共 對 外 貿 易 の 構 成

	輸出入総額	對共產圏貿易
昭和25年	100	30
26年	100	61
27年	100	72



行政疑義問答集

○起債の議決の提案権について

(昭二八、四、一三奈良縣議會
事務局長宛
行政課長電話回答)

問 法第二百二十六條の規定による起債の議決の提案権は普通地方公共團體の長に專屬すると解すべきか。

答 お見込のとおり。

○營利企業への出資について

(昭和二八、四、一三
自行政發第九二號八幡市長宛
行政課長回答)

問 地方公共團體は、營利企業へ株主等として出資することができるか、できるとすれば當該出資財産は基本財産として管理すべきであると考えるがどうか。

答 基本財産を設定し、基本財産管理の一方法として株を所有することは差支えない。

○法第七條第一項及び法第九條第六項による繼續審査事件に係る臨時會の招集告示の要旨並びに條例の再議について

(昭二八、一、二二富山縣議會事務局
大間知清兵衛宛
行政課長回答)

問一、特に期限をつけないで繼續審査に付された事件は、次回の會議(臨時會、定例會)において必ず議題としなければならないか。

答 特に期限をつけないで繼續審査に付された事件は次の議會まで繼續すると解され、この場合次の議會とは次の定例會を意味すると解するのが妥當であるから、次の臨時會においては付議すべき事件として告示した場合及び急施を要する事件として付議する場合を除き付議すべきものでないと解され、次の定例會においては當然議題とすべきものであり若し何ら議題としない場合には當該事件は審議未了となり消滅するものと解する。

問二、議員の發案による條例を議會が修正議決し知事が、その送付を受けたとき法第七十六條の規定により再議に付することができるか。若し再議に付することができるか、又知事が提案したものについては原案によるか、修正議決したものによるか。

答 議員の發案による條例についても再議に付することができる。再議の對象は議會における當該議決である。

○臨時會における急施事件の認定權者について

(昭二八、四、一三自行政發
第八八號千葉縣總務部長宛
行政課長回答)

問 臨時會の開會中に急施を要する事件があるときは、その事件を豫め告

示しなくても會議に付議することができるが、この急施であるかないかの認定は誰がするのか。

答 急施事件であるかないかの認定は當該議案の發案者が長である場合は長、議員である場合は議員がするものであるが、議會も當該議案の審議に當つてその認定をすることができるものと解する。

○教育委員會の委員長に對する議會の出席要求の可否について

（鹿児島市議會事務局局長照會
昭二八、四、一三自行政發第九〇號）
自治廳行政課長回答

問一、地方自治法第二百一十一條により、議長が教育委員會の委員に出席を求める場合において、教育委員會法の規定によれば委員長には代表権がないと解される間もあるが、委員長も委員であるので通例の代表者の意味で、委員長に出席を求めることは差支えないか。

二、委員長に委員會の代表権がないとすれば、委員には勿論代表権がないのであるが、議會に出席を求められた者の發言は、單に個人の説明又は意見かどうか、個人の説明又は意見とすれば地方自治法第二百一十一條による教育委員會の委員に代表的な公正的確な説明や意見を聴き得ないとともに出席を命ずることに疑義を生じているので、實際運営面について具體的方法を御教示願いたい。

三、委員長及び委員が議會、委員會等に出席を命ぜられ、説明を求められたときに、その説明を個人的なものと解釋するならば、その監督下にある教育長の發言も同様に解して差支えないか。

答一、お見込のとおり。

二、地方自治法第二百一十一條により出席した教育委員會の委員は教育委員會を代表するものとして説明するものである。

三、前二問により承知されたい。なお教育長が教育委員會の委員から委任を受けて出席したときは、教育長もまた教育委員會を代表するもの

として説明するものである。

○執行機關と議會との關係について

（特別區長會々長照會
昭二八、三、一四自行政發第一四號）
自治廳行政課長回答

問一、地方自治法第七十八條第一項の規定にいう「普通地方公共團體の長の不信任の議決」には、普通地方公共團體の長が提案した重要な議案を否決した場合を包含するものと解してよいか。

二、地方自治法第七十八條第一項の規定は同法第二百八十四條第一項の規定により特別區が設けた一部事務組合に準用されるか。

答一、包含しない。

二、組合の管理者及び組合議會の議員がともに住民の直接選舉による場合以外は、一部事務組合に對しては地方自治法第七十八條第一項の規定は準用されない。従つて設問の場合は、準用されないものと解する。

○再議に付された議案を議會が議決しないとき の處置について

（全國都道府縣議會議長會事務局局長照會
昭二八、三、三〇自行政發第五八號）
自治廳行政課長回答

問 地方自治法第七十六條第一項及び第四項の再議につき、議會が長の異議は理由がないとか、前議決は違法又は越權の事由がないとして、再議決をしないことができるか。又右の再議決をしないときは、長は専決處分をすることができるか。

答 前段、法律上そのようにすることはできない。なお、議會が設問の見解である場合は再び同一の議決を行うべきである。後段、お見込のとおり。

○普通地方公共團體の長の再度の不信任議決と再議との關係について

(秋田縣總務部長照會
昭二八、四、一三自行行發第八三號)
自治廳行政課長回答

問 地方自治法第七十八條第二項に規定する解散後初めて招集された議會において、不信任議決があり、その議決について同法第七十六條第四項の規定による再議に付した際の議會の議決についても解散後初めての議會とみなし、第七十八條第三項後段の規定が適用されるものと解してよいか。

答 お見込のとおり。

○選舉管理委員會の構成と會議の開催の可否について

(秋田縣總務部長照會
昭二八、三、二三自行行發第五五號)
自治廳行政課長回答

問 一、縣議會において選舉された選舉管理委員中一名がその當選を承諾しない場合において、その當選を承諾しない一名についての再選舉執行前に委員會を招集し、その委員會において定足数を充足すれば委員會が組織されたものとして會議を運営してよろしいか。

二、縣議會において當選を承諾しない一名について再選舉を執行して四人の委員が得られるまでは法第八十三條第一項但書の規定により前任の委員の會議をもつて運営すべきであるか。

答 一、お見込のとおり。

二、一により承知されたい。

報道から拾う

政令三二五號違反事件は免訴

政令第三二五號(占領目的阻害行為處罰令)違反事件については、時報第四卷一一號で一應ふれたのであるが、その後この事件に對する最高裁の判決は全國裁判所待望のものであつた。最高裁はこの事件の一つである坂上事件(アカハタ後繼紙である「平和のこえ」を配布して政令第三二五號違反として一、二審とも有罪、最高裁に上告中のもの)に對し、七月二十二日「免訴」の斷を下した。

判決の理由については、全面的失効論、限定的失効論、有効論に分れ激論が戦わされたが、全面的失効論者と限定的失効論者が、この坂上事件については、結果的には一致して多數意見として免訴の判決となつた。

全面的失効論

眞野、小谷、島、藤田、谷村、入江六裁判官の意見

わが國の統治の權限は連合國の管理下にあつた當時は、その最高司令官の權力によつて制限されていたので、昭和二十年勅令五四二號及びこれに基く本件政令三二五號は、憲法にかかわりなく憲法外において法的効力を有するものであつた。

(昭和二十四年(れ)六八五號、同二八年四月八日言渡大法院判決)しかし、本件政令の罰則は、單に連合國最高司令官の指令の趣旨に違反する行為を處罰すべきものとし、その指令そのものの内容、事項等については何等制限をしていない極めて廣範なものである。すなわち、この罰則は、その本質において全く占領目的達成のための手段たるに過ぎない。従つて、占領と、最高司令官の存続を前提としてのみ、その存在の意義と價值を有するに止まる。

ところが、平和條約の發効によつて、占領は終り、わが國は獨立し、最高司令官は存在しなくなつたので、その指令に對する違反行為は起り得ず、これを處罰する本件政令は當然失効するにいたつた。

もつとも昭和二十七年法律八一號は、いわゆるポツダム命令は、平和條約發効後一

八〇日間は法律としての効力を有する旨を規定している。従つて一般のボツダム命令は、いやしくもその内容が憲法に反しない限り、その後も効力を持續すると見るべきである。しかし、本件政令は、他の一般ボツダム命令とは異り、犯罪行為の實質的内容を具體的に特定したものでなく、單に指令違反を處罰するという形式的内容を定めてゐるに止まるものであるから、その本質上平和條約發効と同時に當然失効するものである。従つて右發効と同時に、本件政令に法律としての効力を與えても、それは法律の内容として現實に不可能なことを定めるもので、結局憲法に違反する。されば法律八一號の制定されたことは、平和條約發効と同時に本件政令が當然失効することの妨げとはならない。さらに、法律八一號は、本件政令に法律としての効力を與えようとしたものであつても、政令の外に存在する指令そのものの内容をまで法律としての効力を與えたものではないから、指令の内容にまで立入つて合憲なりや否やを判斷すべきだといふ見解には賛同するを得ない。そうして、その後施行された法律一三七號が同法施行前になされた行為に對しては從前どおり處罰する旨を規定したのは、事後立法であつて、憲法三九條に違反し無効である。

なお、本件政令は、いわゆる限時法的性格を有するから、その失効前の行為については、失効後も處罰すべきであるとの見解もあるが、この見解は、わが國の主權回復後においても、なお最高司令官の權威の存続を認めるもので憲法上容認され得ないところである。この故に憲法に違反したために失効した罰則を限時法理論で存続させることはできない。よつて本件は原判決後刑の廢止された場合にあたるとして原判決を破棄し、被告人を免訴すべきである。

限 定 的 失 効 論

井上、栗山、河村、小林四裁判官の意見

勅令五四二號及び本件政令が占領期間中は憲法にかかわりなく法的効力を有していたことは、前の六裁判官と同意見である。

しかし、平和條約が發効し、最高司令官がなくなり、その指令も、これに對する服從義務もなくなつたからといつて、將來に對し本件政令が當然、全面的に、効力をもち得ないといふことはできない。すなわち、右政令の内容を充足する指令といつても單に連合國又は占領軍の利益のためにのみ發せられたものばかりではなく、わが國の秩序を維持し、公共の福祉を増進するためのものも存在する。かかる指令は最高司令官から發せられたというだけの理由で、わが國法となり得ないとはいえない。従つて指令の内容において合憲なものは平和條約發効後も、その限度において國法として存

續させることは、わが國の自由である。そして法律八一號は、ボツダム命令は、平和條約發効後一八〇日間に過ぎり法律としての効力を有する旨を規定しているのであるから、本件政令もその内容を充足する指令が合憲な限り、わが國法として存続する。

しかし法律八一號を以てしても内容違憲の指令を適用することを認めることは許されない。そして本件に關する昭和二十五年六月二十六日附及び同年七月十八日附連合國最高司令官の指令は、わが憲法が禁止している檢閲制度にもまさつて言論の自由を奪つたものであつて、憲法二十一條に違反するから、本件政令は右指令を適用する限りにおいては、法律八一號にかかわらず、平和條約發効と同時に、その効力を失うものである。従つて、その後施行された法律一三七號も限時法の理論も、憲法違反の故に失効した法規の効力を復活又は存続させることはできない。この故に本件は原判決後に刑が廢止されたときに準ずべきであるから、原判決を破棄し、被告人を免訴すべきである。

有 効 論

田中、霜山、齋藤、本村四裁判官の反對意見

勅令五四二號及び本件政令が占領下において憲法にかかわりなく法的効力を有したことは多數意見と同じである。

被告人の本件犯行は、わが國が連合國の管理下にあり、本件政令が有効に存在した當時これに違反して行われたものであるから、同政令による處罰を免れないものである。およそ、犯罪者は行爲時法によつて處罰されること、そして行爲時法の効果として既に生じた刑罰權は、その後における大赦又は法令によつて特に消滅させられない限り存続するのは當然である。ところで刑訴四一一條五號、三三七條二號にいう「刑の廢止」とは、行爲時法によつて生じた刑罰權の放棄であるから、その刑罰權を生ぜしめた法規が行爲の後、單に將來に向つて廢止されたからといつて、刑の廢止があつたとはいえない。すなわち既に生じて終つた刑罰權を同時に放棄、廢止する明示又は默示の國家意思の表現がない限りは刑罰權が當然消滅する道理がないからである。とくにいわゆる限時法の場合には、法規の廢止又は消滅後もむしろ立法者が既成の法律効果たる刑罰權を放棄しない意思を有すると見るべきである。そして、本件政令は初めから占領中のみに限り有効に存在し、占領の終了と同時にその効力を失うべき性格の政令で、いわゆる限時法に屬する。されば勅令五四二號及びそれに基く本件政令違反により既に生じた刑罰權を認められない。のみならず、法律八一號、法律一三七號の一連の法律は、却つてその刑罰を特に廢止しない旨の明確な國家意思を表明してい

るから、刑の廢止があつたとの所論は採用できない。

さらに犯罪が成立したかどうかは行爲時法によつて決すべきものであり、裁判時においても行爲時法そのものが存続していることを必要としないのであるから本件犯罪の前提たる指令の内容が平和條約發効後において憲法二二條に違反するか否かは判斷すべきことではない。故に本件上告は理由ない。棄却せらるべきものである。

軍事裁判の再審理は違憲でない

占領中連合國の「軍事裁判」で有罪を言渡され服役、講和後釋放されたものぞ、日本の法廷で再び裁くことは憲法第三十九條の一事不再理の原則に反しないか、又軍裁は刑法第五條にいう外國裁判かどうか問題となつていたが、最高裁は、外國人登録令違反事件について「上告棄却、有罪」の判決を下し、

軍裁は連合國最高司令官によつて設立されたもので、その裁判權は同司令官の權限に由來し、わが國の裁判權にもとづくものではない。従つて重ねてわが國の裁判所で處罰しても憲法違反にならぬ。

と占領中の軍事裁判は刑法第五條の「外國裁判」であると斷じ「國內裁判說」を退け、原判決を支持した。これにより外國裁判論争に終止符が打たれたわけである。

なお事件は軍裁で重勞働服役中、講和となり、改めて外人登録令違反に問われ、上告中のものである。

制服の非行は賠償せよ

制服の警官が非番中に勤務地域外で職務質問を利用して惡事を働き、連行者を射殺した事件について、東京地裁に

犯人の巡査のこの行爲は都の公權力の行使に當る公務員が、その職務を行うについて

故意に他人に損害を與えた場合に該當するものであるから、都知事は國家賠償法により賠償の責任がある。

と提訴中であつたが、このほど二十五万円の賠償を支拂うべき旨の判決言渡しがあつた。被告の都側としては、非番であり、勤務區域外で當初から奪う目的で行つたU巡査の犯行は職務執行ではないと主張していたものだが、判決では、

一、非番の時間は職務執行權限を奪われたものではない。

二、犯行の場所は都と川崎市との境界線から五百米以内で勤務區域外とはいえない。などの理由を擧げて、自治體警察の公權力の行使として行われた職權濫用の不法行爲であると斷定している。

なお警視廳では控訴することに決定した。

農地の遡及買収は違憲の判決

自作農創設特別措置法（昭和二十七年廢止され同法による効力は「農地法施行法」に引繼がれている）付則に「市町村農地委員會は昭和二十年十一月二十三日（自創法立案が發表された日）現在までさかのぼつて、當時の不在地主だつた者の小作地を買収することができ」という規定がありこのいわゆる遡及（ソキニウ）買収規定により、當時不在地主の小作人からの農地取りもどしを封じられたのであつたが、この問題についてこのほど千葉地裁から

自創法に定めてある遡及買収は憲法違反だから縣農業委の裁決は取消さるべきだ。との判決が下された。

原告のいい分は、

自創法施行令第四十三條によると農地委員會は、小作農から請求があつたときに、はじめて不在地主の小作地を遡及買収できるのに、本件の場合には小作農からの請求なしに村農委が買収計畫をたてたものだから違法だ。

これに對し被告側の縣農委は、

自創法付則二項によつて小作農から請求がなくても農地委員會の職權で逕及買收計畫をたてることができる。

判決は、

いわゆる逕及買收計畫は、二十年十一月二十三日の事實關係に對し、その後二十一年十二月二十九日に施行となつた自創法を適用しようとするものであるから「國民に不利益を科する法律には逕及力はない」との憲法第三十九條の精神に違反する。従つてこの計畫による處分は無効である。

縣農委では「自創法の公正な施行のため設けられた逕及買收が違憲である」とすれば、せつかく實施した農地解放が根柢からぐらつき農村民主化に逆行する」と最高裁に上告するとのことである。

地方公共團體の長を被告として、議會を招集すべき旨の判決を求める訴は許されない

石川縣江沼郡山代町議會議員は、地方自治法第一條によつて議員定数の四分の一以上で町長に議會の招集を請求したが、町長は招集しないから、長を被告として、議會を招集すべき旨の判決を求める上告に對し最高裁は、「普通地方公共團體の機關相互の争については、法律に特別の規定のない限り、法律上の争訟として裁判所に訴訟の提起は許されないもの上解するを相當とする。本件のような事項については、地方自治法その他の法律に訴の提起を許した規定はないから、本訴は不適法の訴といふべく……」と判示したが、機關争訟は法律の規定がなければゆるされない旨を判示した最初の判決であらうといわれる。

朝鮮動亂の三年

1950年（昭和25年）

- 6・25 未明、北鮮軍、三十八度線を突破南鮮侵入を開始。
- 26 國連安保理事會、北鮮に停戰命令を發す。北鮮はこれを無視。
- 27 ト米大統領、米海空軍に朝鮮出動と台灣の中立化を命令。
- 29 同日國連安保理事會、米提案の韓國武力支援決議を採擇。
- 北鮮軍京城占領
- 30 米地上部隊出動命令
- 8・初旬北鮮軍南鮮の八割以上を占領、國連軍洛東江防衛線に追込まれる。
- 9・15 マツカーサー國連軍總司令官直接指揮により、國連軍仁川奇襲上陸作戦敢行。これと同時に釜山橋頭堡に追込まれた米第八軍北上開始。
- 26 第五國國連總會に英國外八カ國から朝鮮處理決議案を提出(10・7 國連總會採擇)
- 10・1 韓國軍三十八度線突破。
- 7 開城附近で米第一騎兵師團三十八度線突破。
- 19 米第八軍平壤占領
- 26 韓國の一部先遣部隊鴨綠江岸登山に達す。同日中共軍介入、國連軍撤退開始。
- 12・1 中共軍、米軍と初の接觸。
- 5 共產軍平壤奪回
- 12 國連總會アジア、アラブ諸國による、朝鮮休戰決議案採擇、休戰三人委員會を設置。
- 23 周恩來中共總理兼外交部長休戰交渉の拒否聲明、ウオーカー米第八軍司令官自動車事故で戰死、後任リッジウェイ中將。
- 1951年（昭和26年）
- 1・4 共產軍再び京城占領。
- 3・14 國連軍京城奪回
- 4・11 ト大統領、マ元帥を解任、國連軍司令官にリッジウェイ中將、米

第八軍司令官にヴァン・フリート將軍就任。

22 共産軍の第一次春季攻勢開始。

5・17 共産軍第二次春季攻勢開始、鐵の三角地帯で激戦。

6・23 マリク、ソ連國連代表、三十八度線上の休戦呼びかけ。

25 ト大統領、戦亂の平和的解決に應ずる旨聲明。

7・10 開城で休戦會談開かる。

27 休戦會談第一議題を採擇後、第二議題の討議に入る。

8・23 共産側國連側の中立侵犯事件に抗議、満足な回答あるまで休戦會談の打切り通告。

10・25 國連側の要求により休戦會談を開城から板門店に移して再開。

11・27 合同小委員會で軍事境界線問題妥結。

12・18 捕虜名簿交換。

1952年(昭和27年)

1・31 捕虜問題と並行して第五議題(各國政府への勸告)を提案。

4・28 休戦會談で捕虜問題の解決を條件として共産側主張の飛行場問題と、國連側の休戦監視問題の妥協成る。

クラーク大將國連軍司令官となる。

5・7 巨濟島捕虜收容所長ドッド准將監禁事件。

9・28 ハリソン國連側首席代表、捕虜問題の最後提案。

10・8 共産側、國連側の捕虜最後提案を拒否、休戦會談は無期限休會。

16 國連總會で朝鮮問題の審議開始。

12・3 國連總會で捕虜問題に關するインドの妥協案可決。

14 周恩來總理、インド案の拒否を正式に通告。

1953年(昭和28年)

1・23 テーラー中將米第八軍司令官となる。

2・2 ア大統領台灣中立化解除。

22 クラーク司令官傷病捕虜の即時交換を提案。

3・28 共産軍、提案に同意、休戦會談の再開を要求。

30 周恩來中共總理、休戦實現のため双方の見解の相違を解決する用意ありと聲明、又送還を拒む捕虜の中立國引渡しを提案。

4・11 傷病捕虜交換協定調印。

20 傷病捕虜交換開始。

26 休戦本會談、半年ぶりに再開、共産側六項目の提案。

5・3 傷病捕虜交換完了。

7 共産側捕虜交換に關する八項目の新提案を行う。

13 國連軍側二十六項目から成る對案提出。

25 國連軍捕虜交換に關する新妥協案を提示すると共に、休戦會談の秘密會談を提案。

6・8 京城で休戦反對デモ、捕虜問題妥結、同條項調印。

18 李大統領反共捕虜の釋放を命令、國連側は脱走と發表。

20 共産側、反共捕虜の釋放に抗議、全員の再收容と韓國の休戦協定遵守につき保證を要求。

25 李大統領、米韓相互防衛條約締結を要望。

26 米大統領特使ロバートソン國務次官補到着。

30 クラーク國連軍司令官捕虜の再收容は不可能だが、韓國の協定遵守を保證する必要な軍事的措置を取ると通告、同時に休戦の早期調印を要求。

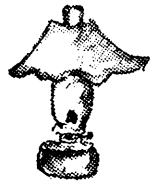
7・8 共産側調印準備に同意。

11 休戦に關して了解なると李、ロ共同聲明。

19 共産側秘密會議の内容十項目を發表、韓國に關する米國の保證を一應額面通りに受取り、釋放捕虜の再收容問題は政治會議に移すこととし、休戦協定調印準備の討議問題を提案。

23 ダレス米國務長官聲明を發表、「李大統領は七月十一日ア米大統領宛の書簡の中で休戦を妨害しない旨確言した」と言明。

27 休戦協定調印式。



圖書室だより

○新購入圖書紹介

圖書名

編著者

日本の貞操

水野浩

改訂増補、地方自治制綱要

杉村章三郎

世界歴史事典 第一六卷

下中彌三郎

社會保障關係法 (1)

小山進次郎

道會議員 その2

三室光雄

教育

イージー・ホワイト

官 僚 その生態と内幕

今井一男

世界年鑑

共同通信社

第七回國民體育大會冬季スキー競技大會記録

松川嘉太郎

豊平神社七十年誌

内館泰三

商業通論

増地庸治郎

國會運営の理論

鈴木隆夫

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名

受贈先

絹人絹織物工場の女子労働者

労働省婦人少年局

労働基準法關係事務の參考

人事委員事務局

教育制度の圖解

文部省

第七十七檢察統計年報(昭和二十六年)

法務省

史料館所蔵史料目録(二集)

史料館

農家資金動態調査報告

農林省統計調査部

農業觀測

農林省

非鐵金屬製品統計年報(昭和二十七年) 通商産業大臣官房調査統計部

鑛山製鍊所生産統計年報(昭和二十七年) 同

化學工業製品生産實績生産金額 同

地方公務員制度資料 第一部 自治廳

主要産業の經營比較 二七年以上期 通商産業省企業局

地方教育費の調査報告書 文部省

北海道農家經濟調査報告書 北海道立農業研究所

牛乳生産費の分析 同

北海道生活白書 道總合開發委員會事務局

地方財政の實態と問題の所在 自治廳財政部

北海道の水産 臨時北海道水産振興對策審議會

檢察統計概観 法務府法制意見第四局統計課

第七十二刑事統計要旨 同

北方文化研究報告第八輯 北海道大學

北海道農業試驗場土性調査報告 (第二編) 北海道農業試驗場

北海道民有林獎勵事業の沿革と實績 北海道林務部林業課

琴似町勢要覽 二十八年版 琴似町役場

昭和二十五年國勢調査報告(第七卷) 總理府統計局

地方公務員月報 自治廳

漫家の友 七月號 農業改良普及協會

職業安定 一〇號 北海道労働部

稅務通信 二九號 道總務部稅務課

北海道労働經濟 四の四二號 道立労働科學研究所

教育月報 六月號 道教育委員會

北海道自治 七月號 道自治協會

總合開發 一〇號 道總合開發委員會事務局

郵政統計月報 五月號 郵政省經理局統計課

人事院月報 四月號 人事院事務局廣報局

世界月報 三月號 外務省情報文化局

施設 四月號 電氣通信施設局

電氣試驗所 電氣試驗所

通產統計月報 五月號 通商産業省

機械統計月報 二號 通商産業大臣官房調査統計部

非鐵金屬等需給統計月報二號 通産省

鑛山製鍊統計月報 二、三號 同

非鐵金屬製品統計月報 三號 同

コークス統計月報 同 同

石炭生産統計月報 三號 同

鐵鋼統計月報 二號 同

秋田縣議會月報 第四卷三號 秋田縣議會事務局

神奈川縣議會月報 第五卷四號 神奈川縣議會事務局

栃木縣議會月報 五、六月號 栃木縣議會事務局

群馬縣議會月報 六月號 群馬縣議會事務局

東京都議會月報四月、五、六月合併號 東京都議會局

福井縣議會月報 一八號 福井縣議會事務局

熊本縣議會月報 一、一二號 熊本縣議會事務局

新潟縣議會月報 一、一二號 新潟縣議會事務局

福島縣議會月報 第四卷二號 福島縣議會事務局

福岡縣議會月報 二七號 福岡縣議會事務局

大阪府議會 七月號 大阪府議會事務局

長野縣議會資料 二三號 長野縣議會事務局

静岡縣議會月報 四號 静岡縣議會事務局

岡山縣議會月報 二號 岡山縣議會事務局

しんれい 二號 大分縣議會事務局

昭和二十八年八月二十日發行

北海道議會時報

第五卷第八號

編 集 北海道議會事務局調查課

發 行 北海道議會事務局

電話② 一、八二〇番

北海道議会時報第5巻第8号(昭和28年)